

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業の認可
家畜人工授精師の免許及び免許証の再交付
家畜人工授精所の開設認可
ピロプラスマ病検査等の実施
牛の結核病検査等の実施
豚コレラ予防注射の実施
牛の結核病検査等の実施
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公告 昭和三十六年度第二回理容師及び美容師試験の実施

告示

鳥取県告示第五百六十五号

新開土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年九月二十八日認可した。

昭和三十六年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条及び第三十二条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許及び免許証の再交付を与えた。

昭和三十六年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証 番号	家畜人工授精 師として業務 を行なう家畜 の種類	住 所	氏 名
-----------	-----------------------------------	-----	-----

五四九	牛	倉吉市巖城七七三	山口登能代
五五〇	豚	国府三一五	岡本 茂久
五五一	牛	東伯郡北条町江北	佐倉 哲雄

四 試験の方法

次の書類を添えて昭和三十六年十月二十日までに
よりの保健所に提出すること。(県外居住者は鳥取
県厚生部衛生課に郵送)

- (1) 履歴書(最終学歴及び養成施設入学から実地習
練終了までの場所、期間を記載すること。)
- (2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (3) 実地習練を終了したことを証する書面
- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (5) 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽
正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年
月日を記載したもの。)

2 理容師法施行令(昭和二十八年政令第三百三十二
号)第五条第四項又は美容師法施行令(昭和三十二
年政令第二百七十七号)第二条第四項の規定により
学科試験を免除される者は、(1)から(3)までの書類に
替えて知事の発行した理容師又は美容師学科試験免
除通知書を添付すること。

- 1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。
- 2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受
けることができない。

5 試験場に持参するもの

- 1 学科試験
受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
- 2 実地試験
(1) 受験通知書、昼食及び上ばき
(2) 理容師試験を受ける者
白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品
等
(3) 美容師試験を受ける者
白衣及びコールドパーマントウェーブ等の施
術上必要な器具、材料、化粧品、応急薬品

六 実地試験のモデルは各自が同伴すること。ただし、
美容のモデルはなるべく年令十八才から三十才までの
者で、髪に著しくせのない者であること。

七 その他

別記様式

理容師(美容師)試験受験願書

収入証紙
はりつけ

本籍地

現住所(番地及び何々方まで記入するこ
と。)

氏(ふりがな)

年 月 日生

名

理容師法第二条第一項(美容師法第四条第一項)の
規定による理容師(美容師)試験を受けたので、別
紙関係書類を添えてお願いします。

昭和三十六年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

右 氏

名 印

注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地」と朱
書すること。